

保護フィルム専用貼付け機 無償レンタルに関する承諾書

JPテック株式会社（以下「甲」という）と、_____（以下「乙」という）とは、
下記の内容に基づき合意した。

- ・対象物件名：保護フィルム専用貼付け機 無償レンタル
- ・対象装置：
- ・無償レンタル期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（原則1ヶ月以内）
- ・設置場所 住所：
電話番号：
担当者名：

第1条（基本的合意）

取引は、相互利益の尊重理念に基づき、かつ、健全な友好関係を築くべく、信義誠実の原則に従って行うものとする。

第2条（目的）

上記対象物件を甲が乙に無償レンタルするにあたり、甲が所有する上記対象物件の技術及び開発した機械並びにシステムに付いて、甲は乙に対し技術開示し、乙は、本覚書を遵守のうえ、装置を使用する。

第3条（レンタル期間・設置場所と装置返却）

無償レンタル期間は、上記記載の無償レンタル期間とし、上記設置場所以外での使用を禁ずる。また、同様に、他社への又貸しも禁ずる。レンタル期間満了後 3 日以内に、装置を初回納品時の荷姿で梱包し、甲あてに返却を行う。返送時の運送費用は、乙の支払いとする。

第4条（秘密保持）

- ① 甲・乙は本契約及びこれらに付随する内容並びに甲・乙の技術に関して秘密に属する事項を、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- ② 甲又は乙は、相手方から提供された本件秘密事項に関する書類、図面、見本、その他一切の資料を責任持って保管管理し、資料の複写等を作成する際には事前許可を要するものとする。

第5条（損害賠償）

甲・乙は、本覚書に違反したことによっていずれかが損害を被った時は、損害賠償を含む解決策を関係者が誠意をもって協議するものとする。

第6条（装置の紛失・破損）

乙が、装置および付帯品を紛失・破損させた場合は、乙は甲へ速やかに連絡を行うとともに、甲乙が双方で協議のうえ、対処方法を検討する。

第7条（その他）

本覚書に定めのない事項又は、本覚書の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙信義誠意の原則に則りそのつど別途協議して解決する。

以上、本覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲・乙の各々がそれぞれ記名捺印の上、各自1通を保持する。

年 月 日

甲： JPテック株式会社
代表取締役社長 石井敏博 ㊟

乙：